

## 特定非営利活動法人暮らすさき 会員規約

### (目的)

第1条 この法人は、須崎市の課題でもある過疎化に歯止めをかけ、地域コミュニティ再生や文化、産業の活性化、交流人口の増加などを目指し、須崎市を太陽のように明るい街にすることを目的とする。

### (事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①移住定住の促進を図る事業
- ②産業の振興や雇用の創出など経済活動を活性化させる事業
- ③まちづくりや社会教育に関する施設等の管理運営事業
- ④芸術や文化を通じたまちづくり事業
- ⑤地域の情報発信を核としたまちづくり事業
- ⑥起業者等に対する人材育成事業
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

- ①物品等の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### (会員の資格)

第3条 会員は当法人の趣旨に賛同し、本規約を承認のうえ、会員として入会を申し込み、当法人に登録、認証された個人、団体または企業のことをいう。

- 2 会員は入会手続きを完了した時点で、本規約に同意したものとみなす。
- 3 会員はその資格を第三者に利用させたり、譲渡、贈与、売買等を行うことはできない。

### (会員の種別)

第4条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、企業及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、企業及び団体

### (入会)

第5条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の有効期限)

第6条 会員の有効期限は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また、年度途中の入会の場合は、入会日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第7条 会費は年会費とし次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 10,000 円
- (2) 賛助会員 (個人) 年会費 3,000 円
- (3) 賛助会員 (企業・団体) 年会費 5,000 円

2 一旦納入された会費は、いかなる場合でも返還しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上継続して会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(本規約の変更)

第11条 当法人は本規約を随時変更できるものとする。

2 本規約の変更の内容については、当法人のホームページ内の会員向け情報提供画面上に表示する。

3 変更後の規約の内容については、変更後の規約を表示した日から一週間以内に会員が当法人の指定する手続きに従って退会手続きを行わない限り、会員によって承諾されたものとする。

(守秘義務)

第12条 会員は当法人の活動にあたり知り得た情報に関して、第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(禁止事項)

第13条 会員は当法人の活動にあたり、いかに掲げる行為を行ってはならないものとする。

(1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。

(2) 他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為。

(3) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。

(4) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為またはその恐れのある行為。

(5) 当法人の運営を妨げる行為及び信用を毀損する行為。

(6) その他、不適切とされる行為。

(免責事項)

第14条 当法人は、会員同士および会員と第三者との間で起きたトラブルに関して、一切の責任を負わないものとする。

(会員情報の取扱い)

第15条 会員が記載した申込書やアンケート等の情報は、厳重に保管し、当法人は正当な理由のある場合を除いて、第三者にその情報を開示することはない。

附則

1 この規約は平成26年3月25日より施行する。

#### 【個人情報の管理について】

頂いた個人情報については、当法人が責任をもって管理し、事業の運営ならびに会員への開催事業のお知らせ等に必要な範囲内で利用させていただきます。他者への公開・開示することはありません。

特定非営利活動法人暮らすさき 事務局

〒785-0058 須崎市桐間南1番地

TEL/FAX 050-8808-6388

E-mail [info@kurasusaki.com](mailto:info@kurasusaki.com)

<http://www.kurasusaki.com>



特定非営利活動法人  
暮らすさき